

さくら市告示第 号

さくら市脱炭素化普及促進事業費補助金交付要綱を次のように定め、令和5年4月1日から適用する。

令和5年 月 日

さくら市長 花塚 隆志

さくら市脱炭素化普及促進事業費補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 地球温暖化対策の一環として脱炭素社会の形成を図るため、二酸化炭素をはじめとする温室効果ガスの排出削減に寄与する再生可能エネルギー機器及び自立分散型エネルギー機器を導入する者に対し、さくら市補助金等交付規則（平成17年さくら市規則第57号。以下「規則」という。）、さくら市補助金等の交付に関する規程（平成17年さくら市訓令第40号。第11条において「訓令」という。）及びこの告示に定めるところにより、予算の範囲内でさくら市脱炭素化普及促進事業費補助金（以下「補助金」という。）を交付することについて、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この告示において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 補助対象機器 次に掲げる再生可能エネルギー機器及び自立分散型エネルギー機器をいう。
 - ア 再生可能エネルギー機器 太陽光発電システム及びペレットストーブで未使用のもの
 - イ 自立分散型エネルギー機器 蓄電池及び電気自動車で未使用のもの
- (2) 住宅 市内にある専用住宅又は併用住宅をいう。
- (3) 住宅等 自家用の車庫、物置その他これらに類するものが付属する住宅をいう。

(補助対象者)

第3条 補助金の交付を受けることができる者（以下「補助対象者」という。）は、次の各号のいずれにも該当する者とする。

(1) 市税を完納している者

(2) 次のいずれかに該当する者

ア 市内に住所を有する者で居住する住宅又は住宅等に補助対象機器を設置しようとするもの

イ 市外在住者で次のいずれにも該当するもの

(ア) 住宅又は住宅等に補助対象機器を設置しようとする者

(イ) (ア)に規定する住宅の所在地に住所を移し、かつ、申請から1年以内に居住する見込みがある者

(補助対象事業)

第4条 補助金の交付の対象となる事業（以下「補助対象事業」という。）は、次に掲げるものとする。

(1) 自ら居住する目的で補助対象機器が付属した市内の住宅又は住宅等を新築又は購入するもの

(2) 自ら居住する市内の住宅又は住宅等で補助対象機器を設置するもの

(補助対象経費及び補助金額)

第5条 補助金の交付の対象となる経費及び補助金の額は、別表に掲げるとおりとする。

(事業の実施期間)

第6条 事業の実施期間は、令和5年度から令和6年度までとする。

(事前申請受理番号の発行)

第7条 補助金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、脱炭素化普及促進事業費補助金事前申請受理番号発行申請書（様式第1号。以下「事前申請書」という。）に次に掲げる書類を添えて市長に申請するものとする。

(1) 事業計画書（様式第2号）

(2) 補助対象機器の設置工事に係る工事請負契約書又は購入に係る売買契約書の写し

(3) 前2号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類

2 市長は、事前申請書が市に到達した順に受け付けるものとし、当該事前申請書における交付申請予定額の合計が予算の範囲内を超える見込みがあるときは、受付を停止することができる。

- 3 市長は、前項の規定により受付を停止した場合において、必要があると認めるときは、事前申請書が市に到達した順に補欠受付を行うことができる。

(事前申請書の受理)

第 8 条 市長は、前条第 1 項の規定による事前申請書を受け付けたときは、その内容を審査し、適当と認めるときは、事前申請受理番号を脱炭素化普及促進事業費補助金事前申請受理番号通知書（様式第 3 号。以下「受理番号通知書」という。）により、申請者に通知するものとする。

- 2 前条第 3 項に規定する補欠受付とした事前申請書の交付申請予定額の合計が予算の範囲内に収まる場合は、当該事前申請書が市に到達した順に当該申請者に受理番号通知書を通知するものとする。

(事前申請受理番号の取下げ)

第 9 条 申請者は、前条第 1 項に規定する受理番号通知書の通知を受けた後、第 3 条に規定する補助対象者の要件を満たさなくなったときは、速やかに脱炭素化普及促進事業費補助金事前申請受理番号取下げ申出書（様式第 4 号）を市長に提出するものとする。

(事前申請受理番号の取消し)

第 10 条 市長は、申請者の申請に虚偽の内容があったとき又は前条の脱炭素化普及促進事業費補助金事前申請受理番号取下げ申出書が提出されたときは、第 8 条に規定する受理番号通知書を取り消すものとする。

(交付の申請等)

第 11 条 訓令第 3 条第 2 項第 7 号の規定による申請書及び同項第 11 号の規定による報告書は、脱炭素化普及促進事業費補助金交付申請書兼実績報告書（様式第 5 号。以下「交付申請書兼実績報告書」という。）とする。

- 2 前項の交付申請書兼実績報告書には、別表に掲げる書類を添えるものとする。
- 3 前項の規定にかかわらず、補欠受付を行った者は、補助金の申請年度の末日（土日祝日の場合は、その前日）までに交付申請書兼実績報告書に別表に掲げる書類を添えるものとする。

(交付の決定等)

第 12 条 市長は、規則第 5 条の規定により交付を決定した場合は、脱炭素化普及促進事業費補助金交付決定通知書（様式第 6 号）により、交付しないことを決定したときは脱炭素化普及促進事業費補助金不交付決定通知書（様式第 7 号）により、当該申請をした者（以下「交付決定者」という。）に通知するものとする。

(交付の請求)

第 13 条 交付決定者が補助金の交付を受けようとするときは、脱炭素化普及促進事業費補助金交付請求書（様式第 8 号）に次に掲げる書類を添えて市長に提出するものとする。

- (1) 脱炭素化普及促進事業費補助金交付決定通知書の写し
- (2) 前号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類
(決定の取消し)

第 14 条 市長は、交付決定者が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、補助金の交付の決定を取り消すことができる。

- (1) 偽りその他不正の手段により補助金の交付の決定を受けたとき。
- (2) 法令等又はこの告示の規定に違反したとき。

(補助金の返還)

第 15 条 市長は、前条の規定により補助金の交付の決定を取り消した場合において、当該取消しに係る補助金を既に交付しているときは、期限を定めてその全部又は一部の返還を命じるものとする。

(財産処分の制限)

第 16 条 補助対象事業により取得し、又は効用の増加した財産を処分するため規則第 24 条第 1 項の承認を受けようとする者は、財産処分承認申請書（様式第 9 号）により市長に申請するものとする。

2 市長は、前項の規定による申請を承認した場合は、財産処分承認通知書（様式第 10 号）により、交付決定者に通知するものとする。

3 規則第 24 条第 1 項ただし書の市長が定める期間は、減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和 40 年大蔵省令第 15 号）第 1 条第 1 項に規定する耐用年数とする。

4 第 2 項の規定により市長の承認を得て財産を処分したことにより収入のあったときは、当該収入の全部又は一部を市に納付させることがある。

5 補助対象事業により取得し、又は効用の増加した財産については、補助対象事業の完了後も善良な管理者の注意をもって管理し、及びその効率的な運用を図らなければならない。

(市への協力)

第 17 条 申請者は、市が取り組んでいる地球温暖化対策に関する取組等について、可能な限り協力するものとする。

(その他)

第 18 条 この告示に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

別表 (第 5 条、第 11 条関係)

補助対象機器	仕 様	補助対象経費	補助金の額	添 付 書 類	申 請 期 限
太陽光発電システム	<p>(1) 太陽電池を利用することにより太陽光を受けて発電するシステムであって、発電した電力が、当該システムが設置される住宅において消費されるよう配線されていること。</p> <p>(2) 当該システムにより発電した電力の買取期間起算日 (以下</p>	<p>補助対象機器 (付帯設備を含む。) の購入費用及び設置に係る工事費用 (機器工事と一体不可分の工事に限る。) とし、次に掲げるもの</p> <p>(1) 太陽光モジュール</p> <p>(2) 架台</p> <p>(3) インバータ</p> <p>(4) 保護装置</p> <p>(5) 接続箱</p> <p>(6) 直流側開閉器</p> <p>(7) 交流側開閉器</p> <p>(8) 設置</p>	<p>1 キロワット当たり 2 万円とし、8 万円を限度とする (2 万円にシステムを構成する太陽電池モジュールの公称最大出力値 (単位はキロワットとし、1 キロワット未満の端数があるときは、小数点以下第 2 位を切り捨て、公称最大出力値が 4 キロワットを超えるシステムにあっては 4 キロワットとする。) を</p>	<p>(1) 太陽光発電システムに係る国が発行する事業計画の認定通知の写し</p> <p>(2) 当該システムの設置に係る工事請負契約書等の写し (事前申請受理番号発行申請から変更があった場合のみ)</p> <p>(3) 当該システムの設置に係る領収書の写し</p> <p>(4) モ</p>	<p>事業完了日 (買取期間起算日) から起算して 2 箇月を経過した日又は補助金交付申請年度の末日のいずれか早い日まで (土日祝日の場合は、その前日)</p>

	<p>「買取期間起算日」という。)が当該補助事業年度内であること。ただし、電力会社と受給及び売電に関する契約を締結しない場合にあつては、連系開始日が当該補助事業年度内であること。</p> <p>(3) 太陽光モジュールの増設及び施設改修等でないこと。</p> <p>(4) 集合住宅にシ</p>	<p>工事費用 (配線や電気工事を含む。)</p>	<p>乗じて得た額とす る。)</p>	<p>ジュールの枚数がわかる配置図</p> <p>(5) 電力会社が通知又は発行する買取期間起算日等が記載されている書類等の写し</p> <p>(6) その他市長が必要と認める書類</p>	
--	---	-------------------------------	-------------------------	--	--

	<p>システムを設置する場合は、自ら居住する部分のみシステムに係る電力受給契約を電力会社と締結すること。</p>				
蓄電池	<p>(1) 太陽光発電システムから直接充電でき、分電盤を介して住宅に電気を供給できるものであること。</p> <p>(2) 補助の要件を満たす太陽光発電システムを設置しているこ</p>	<p>補助対象機器（付帯設備を含む。）の購入費用及び設置に係る工事費用（機器工事と一体不可分の工事に限る。）とし、次に掲げるもの</p> <p>(1) 定置型蓄電池本体</p> <p>(2) 設置工事費用（配線や電気工事</p>	<p>1キロワットアワーあたり2万円とし、8万円を限度とする(2万円に蓄電池の定格容量（単位はキロワットアワーとし、1キロワットアワー未満の端数があるときは、小数点以下第2位を切り捨て、定格容量が4</p>	<p>(1) 蓄電池の設置に係る工事請負契約書等の写し（事前申請受理番号発行申請から変更があった場合に限る。）</p> <p>(2) 当該機器の設置に係る領収書の写し</p> <p>(3) 当該</p>	<p>事業完了日（設置工事が完了し保証が開始された日）から起算して2箇月を経過した日又は補助金交付申請年度の末日のいずれか早い日まで（土日祝日の場合は、その前日）</p>

	<p>と又は太陽光発電システムを同時に設置していること。</p> <p>(3) 蓄電ユニットの増設及び設備改修等でないこと。</p> <p>(4) 補助対象機器に対して発行されている保証書の日付が当該補助事業年度内であること。</p>	<p>を含む。)</p>	<p>キロワットアワーを超えるものは4キロワットアワーと(する。)を乗じて得た額とする。)</p>	<p>機器の保証書の写し</p> <p>(4) 当該機器に対する国等の補助金交付決定通知書の写し(補助金を受けている場合のみ)</p> <p>(5) 当該機器の設置が確認できるカラー写真</p> <p>(6) 電力会社が通知又は発行する買取期間起算日等が記載されている書類等の写し</p>	
電気自動車	<p>(1) 国が実施する</p>	<p>補助対象機器の購入費</p>	<p>10万円/件(補助対象</p>	<p>(1) 電気自動車の</p>	<p>自動車検査証に記載さ</p>

	<p>補助金交付事業の補助対象車種であるもの。</p> <p>(2) 四輪以上の自動車であり、その自動車検査証において燃料の種類に電気と記載されているもの。</p> <p>(3) 当該自動車に対し発行されている自動車検査証の車両登録日が当該補助年度内であって、車両登録年月日と初度登録年月</p>	<p>用及び設置に係る工事費用（機器工事と一体不可分の工事に限る。）</p> <p>とし、次に掲げるもの</p> <p>(1) 車両本体（登録料、付属品を除く。）</p>	<p>経費が10万円未満の場合は、補助対象経費が補助額)</p>	<p>売買に関する契約書の写し（事前申請受理番号発行申請から変更があった場合に限る。）</p> <p>(2) 当該自動車の購入に係る領収書の写し</p> <p>(3) 当該自動車の自動車検査証の写し</p> <p>(4) 当該自動車に対する国等の補助金交付決定通知書の写し（補助金を受けている場合に限る。）</p>	<p>れた登録年月日から起算して2箇月を経過した日又は補助金交付申請年度の末日のいずれか早い日（土日祝日の場合は、その前日）</p>
--	--	---	----------------------------------	---	--

	<p>の年月が一致していること。</p> <p>(4) 当該自動車に対し発行されている自動車検査証の「車両の所有者」が申請者であること。ただし、割賦により購入し、車両の所有者が異なる場合には、割賦払い終了後に申請者へ所有権が移行されることが確認できれば対象とする。</p>			<p>(5) 当該自動車のカラー写真</p> <p>(6) その他市長が必要と認める書類</p>	
--	--	--	--	--	--

	<p>(5) 当該自動車に対し発行されている自動車検査証に記載されている「車両の所有者の住所」と申請者の住民票に記載されている住所が一致していること。ただし、割賦により購入する場合には、本文中「車両の所有者の住所」とあるのは、「車両の使用者の住所」と読み替</p>				
--	--	--	--	--	--

	えるものとする。				
ペレットストーブ	<p>(1) バイオマスペレットの燃料として使用する室内暖房器具。</p> <p>(2) 増設及び設備改修等でないこと。</p> <p>(3) 補助対象機器に対して発行されている保証書の日付が当該補助事業年度内であること。</p>	<p>補助対象機器（付帯設備を含む。）の購入費用及び設置に係る工事費用（機器工事と一体不可分の工事に限る。）とし、次に掲げるもの</p> <p>(1) ペレットストーブ本体</p> <p>(2) 設置工事費用（配管や電気工事を含む。）</p>	<p>5万円/件（補助対象経費が5万円未満の場合は、補助対象経費が補助額）</p>	<p>(1) ペレットストーブの設置に係る工事請負契約書等の写し（事前申請受理番号発行申請から変更があった場合に限り。）</p> <p>(2) 当該機器の設置に係る領収書の写し</p> <p>(3) 当該機器の保証書の写し</p> <p>(4) 当該機器に対する国等の補助金交付決定通知書の</p>	<p>事業完了日（設置工事が完了し保証が開始された日）から起算して2箇月を経過した日又は補助金交付申請年度の末日のいずれか早い日まで（土日祝日の場合は、その前日）</p>

				<p>写し（補助金を受けている場合に限る。）</p> <p>(5) 当該機器の設置が確認できるカラー写真</p> <p>(6) 設置しようとする機器の型式及び仕様等が確認できる書類</p> <p>(7) その他市長が必要と認める書類</p>	
--	--	--	--	--	--